

付議案第 17 号

福岡市教育委員会職員安全衛生規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和 3 年 3 月 17 日

福岡市教育委員会

教育長 星子 明夫

理由

本件は、令和 3 年度組織編成、福岡市職員安全衛生規則の一部改正等に伴い、所要の改正を行う必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市教育委員会職員安全衛生規則の一部を改正する規則

福岡市教育委員会職員安全衛生規則（昭和 52 年福岡市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「前項の」を削る。

第 5 条の見出し中「任免」を「選任」に改め、同条第 1 項中「，教育次長」を「教育次長」に、「，総務部長」を「職員部長」に改め、同条第 2 項中「前項に規定する」を「前項の」に、「を命ぜられた」を「に選任された」に改める。

第 9 条第 1 項中「，総務部職員課長」を「職員部職員課長」に、「，総務部職員課安全衛生係長」を「職員部職員課安全衛生係長」に改め、同条第 2 項中「前項に規定する」を「前項の」に改める。

第 12 条第 3 項中「前項に規定する職にある間」を「前項の職にある者」に、「を命ぜられた」を「に選任された」に改める。

第 16 条及び第 18 条第 1 項中「総務部職員課長」を「職員部職員課長」に改める。

第20条の見出し中「衛生管理者」を「衛生管理者等」に改める。

第27条中「第15条第1項」を「第15条」に改める。

第28条第1項中「認める健康診断」の次に「(以下「健康診断」という。)」を加える。

第33条第1項を次のように改める。

職員に対し、毎年1回又は2回、定期的に健康診断を行う。

第33条第2項中「実施責任者が指定する期日及び場所で定期健康診断」を「前項の規定による健康診断」に改め、同項ただし書中「療養中の者」の次に「その他実施責任者が定める要件に該当する者」を加える。

第34条第1項中「第37条第1項各号」を「第37条第2項各号」に改める。

第35条中「臨時的任用職員で」を「会計年度任用職員及び臨時的任用職員のうち」に改める。

第36条中「臨時健康診断」を「臨時の健康診断」に改め、「職員のうち」の次に「総括安全衛生管理者がその」を加える。

第37条第1項及び第2項を次のように改める。

第32条の規定による健康診断は、次の各号に掲げる項目についてこれを行う。

- (1) 労働安全衛生規則第43条各号に規定する項目
- (2) その他総括安全衛生管理者が必要と認める項目

2 第33条の規定による健康診断は、次の各号に掲げる項目についてこれを行う。

- (1) 労働安全衛生規則第44条第1項各号に規定する項目
- (2) その他総括安全衛生管理者が必要と認める項目

第37条第5項中「第1項第1号」を「第2項第1号」に改める。

第39条中「職員及び第32条に該当する者についてした」を削り、「その」を「受診者の」に、「次の」を「総括安全衛生管理者が別に定める」に改め、同条各号を削る。

第40条から第42条までを次のように改める。

(健康診断の結果に対する措置等)

第40条 健康診断の項目に異常の所見があると診断された職員（以下「有所見者」という。）

のうち総括安全衛生管理者が必要と認める職員については、時間外勤務（時間外勤務の上限規制に関する規則（令和元年福岡市規則第39号）第1条に規定する時間外勤務をいう。）の禁止その他当該職員の健康の保持のために必要な措置を講じるものとする。

2 有所見者は、勤務に従事する場合にあつては、所属長、衛生管理者及び衛生推進者の指導及び指示に従わなければならない。

3 所属長は、有所見者の勤務について産業医の意見を聞き傷病を悪化させないように留意するとともに、健康回復について特別の配慮を払わなければならない。

第41条 削除

(要療養者)

第42条 要療養者（就業を禁止し、その病状に応じ自宅療養、入院治療等の適当な療養を行わせる必要がある者をいう。以下同じ。）は、その療養に関し教育委員会及び主治医の指示に従い、専心療養に努めなければならない。

第43条中「、疾病」を「(福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例(昭和26年福岡市条例第55号。以下「勤務条件条例」という。)第11条の規定による病気休暇を取得しようとするときを除く。)、傷病」に、「福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例(昭和26年福岡市条例第55号)第15条」を「勤務条件条例第15条第1項」に、「職務に復帰しよう」とを「職務復帰をしよう」に改める。

第44条第1項中「疾病」を「傷病」に、「はらわなければ」を「払わなければ」に改める。

第47条中「、第42条」を削る。

第50条第1項第1号中「福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例」を「勤務条件条例」に改める。

第50条の6第1項第1号を次のように改める。

(1) 勤務条件条例第15条第1項の規定により就業を禁止しようとするとき。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

福岡市教育委員会職員安全衛生規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>目次・第1条～第3条 (略)</p> <p>(総括安全衛生管理者)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 <u>前項</u>の総括安全衛生管理者を代理させるため、総括安全衛生管理代理者を置く。</p> <p>(総括安全衛生管理者等の<u>任免</u>)</p> <p>第5条 総括安全衛生管理者は、<u>教育次長</u>を、総括安全衛生管理代理者は、<u>総務部長</u>をもつてこれに充てる。</p> <p>2 <u>前項に規定する</u>それぞれの職にある者は、その職にある間は、別に辞令を用いることなく総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理代理者を<u>命ぜられたもの</u>とする。</p> <p>第6条～第8条 (略)</p> <p>(安全管理者等の選任)</p> <p>第9条 安全管理者は、<u>総務部職員課長</u>を、安全管理代理者は、<u>総務部職員課安全衛生係長</u>をもつてこれに充てる。</p> <p>2 <u>前項に規定する</u>それぞれの職にある者は、その職にある間は、別に辞令を用いることなく安全管理者又は安全管理代理者に選任されたものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>目次・第1条～第3条 (略)</p> <p>(総括安全衛生管理者)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 総括安全衛生管理者を代理させるため、総括安全衛生管理代理者を置く。</p> <p>(総括安全衛生管理者等の<u>選任</u>)</p> <p>第5条 総括安全衛生管理者は<u>教育次長</u>を、総括安全衛生管理代理者は<u>職員部長</u>をもつてこれに充てる。</p> <p>2 <u>前項の</u>それぞれの職にある者は、その職にある間は、別に辞令を用いることなく総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理代理者に<u>選任されたもの</u>とする。</p> <p>第6条～第8条 (略)</p> <p>(安全管理者等の選任)</p> <p>第9条 安全管理者は<u>職員部職員課長</u>を、安全管理代理者は<u>職員部職員課安全衛生係長</u>をもつてこれに充てる。</p> <p>2 <u>前項の</u>それぞれの職にある者は、その職にある間は、別に辞令を用いることなく安全管理者又は安全管理代理者に選任されたものとする。</p> <p>3 (略)</p>

福岡市教育委員会職員安全衛生規則の一部改正 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第10条・第11条 (略)</p> <p>(安全管理推進員)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前項に規定する職にある間は</u>、その職にある間は、別に辞令を用いることなく安全管理推進員を命ぜられたものとする。</p> <p>第13条～第15条 (略)</p> <p>(作業主任者の氏名等の周知等)</p> <p>第16条 課及び教育機関の長（以下「所属長」という。）は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい個所に掲示すること等により関係者に周知させるとともに、<u>総務部職員課長</u>たる安全管理者を経て総括安全衛生管理者に5日以内に報告しなければならない。</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(報告)</p> <p>第18条 所属長は、<u>総務部職員課長</u>たる安全管理者を経て総括安全衛生管理者に対し、次の各号に掲げる事項を当該各号に掲げる日までに報告しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>第10条・第11条 (略)</p> <p>(安全管理推進員)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前項の職にある者は</u>、その職にある間は、別に辞令を用いることなく安全管理推進員に選任されたものとする。</p> <p>第13条～第15条 (略)</p> <p>(作業主任者の氏名等の周知等)</p> <p>第16条 課及び教育機関の長（以下「所属長」という。）は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい個所に掲示すること等により関係者に周知させるとともに、<u>職員部職員課長</u>たる安全管理者を経て総括安全衛生管理者に5日以内に報告しなければならない。</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(報告)</p> <p>第18条 所属長は、<u>職員部職員課長</u>たる安全管理者を経て総括安全衛生管理者に対し、次の各号に掲げる事項を当該各号に掲げる日までに報告しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

福岡市教育委員会職員安全衛生規則の一部改正 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
2 (略)	2 (略)
第19条 (略)	第19条 (略)
(<u>衛生管理者</u> の選任)	(<u>衛生管理者等</u> の選任)
第20条 (略)	第20条 (略)
第21条～第26条 (略)	第21条～第26条 (略)
(産業医の職務)	(産業医の職務)
第27条 産業医は、労働安全衛生規則第14条第1項各号及び <u>第15条第1項</u> に定める事項のほか、職員の保健衛生に関し必要な事項を行わなければならない。	第27条 産業医は、労働安全衛生規則第14条第1項各号及び <u>第15条</u> に定める事項のほか、職員の保健衛生に関し必要な事項を行わなければならない。
(健康診断)	(健康診断)
第28条 職員に対し、厚生労働省令に基づく健康診断及びその他総括安全衛生管理者が必要と認める健康診断を実施する。	第28条 職員に対し、厚生労働省令に基づく健康診断及びその他総括安全衛生管理者が必要と認める健康診断 <u>(以下「健康診断」という。)</u> を実施する。
2・3 (略)	2・3 (略)
第29条～第32条 (略)	第29条～第32条 (略)
(定期健康診断)	(定期健康診断)
第33条 <u>定期健康診断は、毎年1回又は2回行う。</u>	第33条 <u>職員に対し、毎年1回又は2回、定期に健康診断を行う。</u>
2 <u>実施責任者が指定する期日及び場所で定期健</u>	2 <u>前項の規定による健康診断</u> を受けることがで

福岡市教育委員会職員安全衛生規則の一部改正 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p><u>健康診断</u>を受けることができない職員は、あらかじめその理由書を所属長を経て実施責任者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、長期にわたる傷病のため療養中の者は、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(健康診断の証明と費用)</p> <p>第34条 前条第3項の規定に従わない職員に対しては、実施責任者は、<u>第37条第1項各号</u>に定める健康診断の項目について、実施担当者その他の医師の発行する証明書を提出させることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第34条の2・第34条の3 (略)</p> <p>(健康診断の除外)</p> <p>第35条 健康診断は、<u>臨時的任用職員</u>で総括安全衛生管理者がその必要を認めない者については、これを行わないことができる。</p> <p>(臨時健康診断)</p> <p>第36条 <u>臨時健康診断</u>は、職員のうち必要があると認める者につき、臨時に健康診断の項目を定めてこれを行う。</p>	<p>きない職員は、あらかじめその理由書を所属長を経て実施責任者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、長期にわたる傷病のため療養中の者<u>その他実施責任者が定める要件に該当する者は</u>、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(健康診断の証明と費用)</p> <p>第34条 前条第3項の規定に従わない職員に対しては、実施責任者は、<u>第37条第2項各号</u>に定める健康診断の項目について、実施担当者その他の医師の発行する証明書を提出させることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第34条の2・第34条の3 (略)</p> <p>(健康診断の除外)</p> <p>第35条 健康診断は、<u>会計年度任用職員及び臨時的任用職員のうち総括安全衛生管理者がその必要を認めない者</u>については、これを行わないことができる。</p> <p>(臨時健康診断)</p> <p>第36条 <u>臨時の健康診断</u>は、職員のうち<u>総括安全衛生管理者がその必要があると認める者</u>につき、臨時に健康診断の項目を定めてこれを行う。</p>

福岡市教育委員会職員安全衛生規則の一部改正 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(健康診断の項目)</p> <p>第37条 <u>定期健康診断は、次の各号に掲げる項目についてこれを行う。</u></p> <p>(1) <u>労働安全衛生規則第44条第1項各号に規定する項目</u></p> <p>(2) <u>その他総括安全衛生管理者が必要と認める項目</u></p> <p>2 <u>採用時健康診断は、次の各号に掲げる項目についてこれを行う。</u></p> <p>(1) <u>労働安全衛生規則第43条各号に規定する項目</u></p> <p>(2) <u>その他総括安全衛生管理者が必要と認める項目</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 <u>第1項第1号の項目のうち、労働安全衛生規則第44条第1項第3号、第4号及び第6号から第11号までに規定する検査は、実施担当者が厚生労働大臣が定める基準に基づき、その必要を認めない場合は、これを省略することができる。</u></p> <p>第38条 (略)</p>	<p>(健康診断の項目)</p> <p>第37条 <u>第32条の規定による健康診断は、次の各号に掲げる項目についてこれを行う。</u></p> <p>(1) <u>労働安全衛生規則第43条各号に規定する項目</u></p> <p>(2) <u>その他総括安全衛生管理者が必要と認める項目</u></p> <p>2 <u>第33条の規定による健康診断は、次の各号に掲げる項目についてこれを行う。</u></p> <p>(1) <u>労働安全衛生規則第44条第1項各号に規定する項目</u></p> <p>(2) <u>その他総括安全衛生管理者が必要と認める項目</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 <u>第2項第1号の項目のうち、労働安全衛生規則第44条第1項第3号、第4号及び第6号から第11号までに規定する検査は、実施担当者が厚生労働大臣が定める基準に基づき、その必要を認めない場合は、これを省略することができる。</u></p> <p>第38条 (略)</p>
<p>(健康診断の結果の判定)</p> <p>第39条 <u>実施担当者は、職員及び第32条に該当する者についてした健康診断の結果に基づき、その健康状態を次の区分により判定し、これを実施責任者に報告しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>要療養者 就業を禁止し、その症状に応じ</u></p>	<p>(健康診断の結果の判定)</p> <p>第39条 <u>実施担当者は、健康診断の結果に基づき、<u>受診者の健康状態を総括安全衛生管理者が別に定める区分により判定し、これを実施責任者に報告しなければならない。</u></u></p> <p>(削る)</p>

福岡市教育委員会職員安全衛生規則の一部改正 新旧対照表

改正前	改正後
<p><u>自宅療養，入院治療等の適当な療養を行わせる必要がある者</u></p> <p><u>(2) 要観察者 勤務時間の短縮，配置転換その他適当な方法により作業勤務を軽減する措置を講じ，病状の経過観察を行う必要がある者</u></p> <p><u>(3) 要注意者 勤務はほぼ通常どおりに行つてよいが，過労とならぬよう所属長に指示するとともに，超過勤務の禁止その他適当な措置を講じ養護を行わせる必要がある者</u></p> <p><u>(4) 健康者 通常どおりの勤務でよい者</u></p> <p><u>(健康診断の結果に対する措置)</u></p> <p><u>第40条 前条の規定により判定された者のうち，同条第1号から第3号までのいずれかに該当する職員については，同条各号に掲げる判定区分に応じて適当な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p><u>(健康診断の結果に対する措置等)</u></p> <p><u>第40条 健康診断の項目に異常の所見があると診断された職員（以下「有所見者」という。）のうち総括安全衛生管理者が必要と認める職員については，時間外勤務（時間外勤務の上限規制に関する規則（令和元年福岡市規則第39号）第1条に規定する時間外勤務をいう。）の禁止その他当該職員の健康の保持のために必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>2 有所見者は，勤務に従事する場合にあつては，所属長，衛生管理者及び衛生推進者の指導及び指示に従わなければならない。</u></p> <p><u>3 所属長は，有所見者の勤務について産業医の意見を聞き傷病を悪化させないように留意するとともに，健康回復について特別の配慮を払わなければならない。</u></p>

福岡市教育委員会職員安全衛生規則の一部改正 新旧対照表

改正前	改正後
<p><u>(要観察者、要注意者)</u></p> <p>第41条 要観察者及び要注意者は、就業に当たり <u>所属長、衛生管理者及び衛生推進者の指導及び指示に従わなければならない。</u></p> <p>2 所属長は、前項の職員の勤務について産業医 <u>の意見を聞き疾病を悪化させないように留意するとともに、健康回復について特別の配慮をはらわなければならない。</u></p> <p><u>(要療養者)</u></p> <p>第42条 要療養者は、その療養に関し教育委員会 <u>及び主治医の指示に従い、専心療養に努めるとともに、診断書(市規則様式第3号を準用する。)</u> <u>を総括安全衛生管理者に提出しなければならない。</u></p> <p>2 前項の診断書の提出期限は、<u>総括安全衛生管</u> <u>理者が指示する。</u></p>	<p>第41条 削除</p> <p><u>(要療養者)</u></p> <p>第42条 要療養者(就業を禁止し、その病状に <u>応じ自宅療養、入院治療等の適当な療養を行わせる必要がある者をいう。以下同じ。)</u>は、その <u>療養に関し教育委員会及び主治医の指示に従い、専心療養に努めなければならない。</u></p>
<p><u>(療養のための休暇と復職の手続)</u></p> <p>第43条 要療養者が療養しようとするとき、<u>疾病</u> <u>のため休職中の職員が復職をしようとするとき、又は福岡市職員の勤務時間及びその他の勤</u> <u>務条件に関する条例(昭和26年福岡市条例第55号)第15条の規定により就業を禁止された職員</u> <u>が職務に復帰しようとするときは、主治医又は産業医による診断書(市規則様式第3号又は様式第</u> <u>4号を準用する。)</u>を添えて総括安全衛生管理者 <u>に申し出なければならない。</u></p>	<p><u>(療養のための休暇と復職の手続)</u></p> <p>第43条 要療養者が療養しようとするとき <u>(福岡</u> <u>市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例(昭和26年福岡市条例第55号。以下「勤</u> <u>務条件条例」という。)</u>第11条の規定による病 <u>気休暇を取得しようとするときを除く。)</u>、傷病 <u>のため休職中の職員が復職をしようとするとき、又は勤務条件条例第15条第1項の規定により就</u> <u>業を禁止された職員が職務復帰をしようとする</u> <u>ときは、主治医又は産業医による診断書(市規則</u></p>

福岡市教育委員会職員安全衛生規則の一部改正 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(復職者等に対する措置)</p> <p>第44条 所属長は、前条の手續により復職した職員の勤務について、産業医の意見を聞き<u>疾病</u>を悪化させないように留意するとともに、健康回復について特別の配慮を<u>はらわなければならない</u>。</p> <p>2 (略)</p> <p>第45条・第46条 (略)</p> <p>(教職員についての特例)</p> <p>第47条 福岡市立学校職員の給与に関する条例(昭和29年福岡市条例第12号)の適用を受ける職員(高等学校の事務職員を除く。以下「教職員」という。)に係る診断書及び疾病・休暇報告書の様式については、<u>第42条</u>、第43条及び第46条の規定にかかわらず、教育長が別に定める。</p> <p>第48条・第49条 (略)</p> <p>(職員衛生管理審査会への委嘱)</p> <p>第50条 教育委員会は、教職員を除く職員について、次の各号のいずれかに該当する場合で、必要があると認めるときは、当該事項の審査を市</p>	<p>様式第3号又は様式第4号を準用する。)を添えて総括安全衛生管理者に申し出なければならない。</p> <p>(復職者等に対する措置)</p> <p>第44条 所属長は、前条の手續により復職した職員の勤務について、産業医の意見を聞き<u>傷病</u>を悪化させないように留意するとともに、健康回復について特別の配慮を<u>払わなければならない</u>。</p> <p>2 (略)</p> <p>第45条・第46条 (略)</p> <p>(教職員についての特例)</p> <p>第47条 福岡市立学校職員の給与に関する条例(昭和29年福岡市条例第12号)の適用を受ける職員(高等学校の事務職員を除く。以下「教職員」という。)に係る診断書及び疾病・休暇報告書の様式については、第43条及び第46条の規定にかかわらず、教育長が別に定める。</p> <p>第48条・第49条 (略)</p> <p>(職員衛生管理審査会への委嘱)</p> <p>第50条 教育委員会は、教職員を除く職員について、次の各号のいずれかに該当する場合で、必要があると認めるときは、当該事項の審査を市</p>

福岡市教育委員会職員安全衛生規則の一部改正 新旧対照表

改正前	改正後
<p>規則第50条の規定により設置された職員衛生管理審査会（以下「審査会」という。）に委嘱するものとする。</p> <p>(1) <u>福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例第15条第1項の規定により就業を禁止しようとするとき。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第50条の2～第50条の5 (略)</p> <p>(付議事項)</p> <p>第50条の6 教育委員会は、教職員について次の各号のいずれかに該当する場合で、必要があると認めるときは、当該事項の審査を身体検査審査会に付議するものとする。</p> <p>(1) <u>病気休暇を与えようとするとき（結核性疾患の場合に限る。）</u>，又は就業を禁止しようとするとき。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>以下略</p>	<p>規則第50条の規定により設置された職員衛生管理審査会（以下「審査会」という。）に委嘱するものとする。</p> <p>(1) <u>勤務条件条例第15条第1項の規定により就業を禁止しようとするとき。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第50条の2～第50条の5 (略)</p> <p>(付議事項)</p> <p>第50条の6 教育委員会は、教職員について次の各号のいずれかに該当する場合で、必要があると認めるときは、当該事項の審査を身体検査審査会に付議するものとする。</p> <p>(1) <u>勤務条件条例第15条第1項の規定により就業を禁止しようとするとき。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>以下略</p>

福岡市教育委員会職員安全衛生規則の一部を改正する規則案（概要）

1 改正の理由

本件は、令和 3 年組織編成、「福岡市職員安全衛生規則」（昭和 48 年福岡市規則第 54 条）の一部改正等に伴い、所要の改正を行う必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 2 号の規定により付議するもの。

2 改正の内容

(1) 令和 3 年組織編成に伴う改正

（第 5 条第 1 項，第 9 条第 1 項，第 16 条，第 18 条関係）

組織編成に伴い、所要の改正を行うもの。

（現行）	（改正案）
総務部	職員部

(2) 福岡市職員安全衛生規則の一部改正等に伴う改正

（第 4 条，第 5 条第 2 項，第 9 条第 2 項，第 12 条，第 20 条，第 27 条，第 28 条，第 33 条，第 34 条，第 35 条，第 36 条，第 37 条，第 39 条，第 40 条，第 41 条，第 42 条，第 43 条，第 44 条，第 47 条，第 50 条，第 50 条の 6 関係）

福岡市職員安全衛生規則の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの。

○主な改正

条文	改正の趣旨
第 39 条～第 41 条	健康診断の判定区分を改めるとともに、別に定めることとすることに伴う規定の整備
第 42 条・第 43 条	診断書の提出について、第 43 条に統一する既定の整備
第 44, 47, 50 条	第 42 条又は第 43 条の改正に伴う規定の整備
第 50 条の 6	教職員以外の職員に係る第 50 条に合わせ、審査会の付議事項から結核性疾患を除く、規定の整備
上記以外	福岡市職員安全衛生規則の一部改正に合わせる文言の整備

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日